

## 第 12 回 第 1 農地部会議事録

日 時 平成30年12月17日（月）午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 <sup>おおた やすひろ</sup>太田 泰弘・2 <sup>おおた よしまさ</sup>太田 義政・3 <sup>さかくら ゆきみつ</sup>坂倉 行光・4 <sup>たむら あきら</sup>田村 明  
5 <sup>まえかわようこ</sup>前川洋子・8 <sup>きた よしゆき</sup>喜多 義幸・9 <sup>いしいやすひろ</sup>石井康宏・10 <sup>かわぐち くにじ</sup>川口 邦次  
11 <sup>よこやま はくお</sup>横山 帛生・12 <sup>あさお てつや</sup>浅生 哲也・13 <sup>ひらい ひでつぐ</sup>平井 秀次・19 <sup>さの こ</sup>佐野すま子  
24 <sup>かわべ ちあき</sup>川邊 千秋

以上13名

欠席委員 21 <sup>さかの だいてつ</sup>坂野 大徹

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・長谷川次長・竹田主査

総合支所 河芸：倉田主事補 美里：紀平担当主幹 安濃：北角担当主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 5 <sup>まえかわ ようこ</sup>前川 洋子・9 <sup>いしい やすひろ</sup>石井 康宏

事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）
- 報告第5号 時効取得による所有権の移転について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
- 議案第7号 事業計画変更承認申請について
- 議案第8号 非農地証明願について
- 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

## 議 事 の 大 要

- 議 長      それでは第12回第1農地部会を開催させていただきます。  
本日の欠席は21番の坂野大徹委員1名で、出席委員は13名です。  
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。5番の前川洋子委員、9番の石井康宏委員、よろしくをお願いします。  
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局      はい、議長。座って説明させていただきます。それでは、報告案件の説明をさせていただきます。  
議案書の1ページから3ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1から18で、合計件数は18件、合計面積は43,993㎡で、その内訳は田が43,993㎡でございます。  
  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。  
  
4ページから14ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。  
番号1から19で、合計件数は19件、合計面積は108,265.16㎡で、その内訳は田が83,572.99㎡、畑が23,738.43㎡、登記地目が農地以外となりますが、他で953.74㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。  
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。  
  
15ページをお願いいたします。  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。  
番号1、公衆用道路用地  
番号2、貸駐車場用地  
でございます。  
合計件数は2件で、合計面積は358.25㎡、この内訳は田で358.25㎡でございます。  
  
16ページから17ページをお願いいたします。  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。  
番号1、番号2、一般個人住宅用地      番号3、建売（分譲）住宅用地  
番号4、共同住宅用地      番号5、事務所用地      番号6、駐車場用地  
番号7、介護施設用地      番号8、駐車場用地

番号9、一般個人住宅及び農業用施設用地 番号10、貸駐車場用地  
番号11、分譲住宅用地 番号12、駐車場用地  
番号13、グループホーム施設用地 番号14、美容院用地  
でございます。

合計件数は14件で、合計面積は7,480㎡、この内訳は田が3,300㎡、畑が4,180㎡でございます。

18ページをお願いいたします。

報告第5号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は畑で、面積が21㎡、取得年月日は、昭和36年1月15日でございます。

この案件につきましては、いずれも権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、面積は畑で、21㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。それでは、議案事項に入ります。

次に議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局

19ページから20ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、面積 23,917.52㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,633㎡、申請地 半田平木 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 578㎡ 外3筆、合計面積 4,362㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農縮小する渡人から、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 楡形、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,114㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 6,114㎡、申請地 殿村鴻巣 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 274㎡ 外11筆、合計面積 3,800㎡。

これにつきましては、生前部分贈与です。

番号3、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_、面積 19,360.16㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 19,360.16㎡、申請地 大里睦合町北石橋 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,554㎡。

これにつきましては、生前部分贈与です。

番号4、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、面積 8,739㎡、申請地 高野尾町石切山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現

況地目とも田、面積 2,334㎡ 外3筆、合計面積 5,417㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農縮小する渡人から、申請地を譲り受け、新規に営農を始めようとするものです。

なお、受人はこれまで知人の元で、農業を学ぶため実践しており、このたび機械器具等の準備が整ったことから、田ではもち米を、畑では主にオクラ・ナス・キュウリなどの自家用野菜を作ろうとする、営農計画書が提出されております。

番号5、地区 上野、受人 \_\_\_\_\_、面積 24,139.50㎡、渡人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、面積 261㎡、申請地 河芸町西千里横山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 166㎡ 外1筆、合計面積 261㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からの要望をうけて申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、当該地は市街化区域に該当しており、渡人は過去に宅地分譲をするべく許可を受け名義変更を行いましたが、計画していた転用事業の遂行が困難となったことから、このたび改めて農地として譲渡するため、許可を受けようとするものです。

番号6、地区 黒田、受人 \_\_\_\_\_、面積 10,126㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,123㎡、申請地 河芸町南黒田樋廻 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,518㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からの要望をうけて申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,855㎡、渡人 (亡) (相続財産管理人) 弁護士 \_\_\_\_\_、面積 10,419㎡、申請地 安濃町内多皆廣 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,056㎡ 外5筆、合計面積 9,826㎡。

これにつきましては、受人は、亡き \_\_\_\_\_ の相続財産を整理・管理する弁護士から要望をうけて申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は7件 合計面積は27,738㎡、このうち田が23,179㎡、畑が4,559㎡でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番 前川です。地元推進委員も特に問題ないということですので、事務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長	はい、ありがとう。番号2番。
前川委員	5番 前川です。これも地元推進委員が特に問題ないということですので、事務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとう。番号3番。
坂倉委員	3番 坂倉です。12月8日に地元推進委員と一緒に現地確認をいたしました。特に問題ございません。事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号4番。
坂倉委員	3番 坂倉です。12月12日に地元推進委員と一緒に現地確認しました。特に問題ありません。また、12月12日の高野尾地区農業振興協議会においても問題ありません。以上です。
議 長	はい、ありがとう。番号5番ですが、これ私のところですが、地元推進委員と現地確認しました。事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いします。また、6番も地元推進委員と現地確認しておりますが、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いします。
議 長	番号7番。
浅生委員	12番 浅生です。地元推進委員も別に問題なしということですので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとう。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。
	次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
事務局	21ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。
	番号1、地区 白塚、申請者 _____、申請地 白塚町南永定 _____、 台帳地目・現況地目とも畑、面積 188㎡。 これにつきましては、次の議案第4号にて審議いただく申請地と一体利用し、自己が営む水産加工業の搬入搬出に伴うトラック等の駐車場及びコンテナ

等の資材置場用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、面積は畑で188㎡でございます。  
この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

田村委員 4番 田村です。12月7日に現地確認がありましたが、私この日都合悪かったので、後日確認を行いました。地元推進委員も特に問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとう。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは22ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 片田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 片田久保町宮之腰 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 101㎡ 外2筆、合計面積 248㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地に受人自身が隣接地で経営予定をしている学習塾の駐車場用地とするため許可を得たものになりますが、売買契約が解除に至ったとの事で、このたび取消しを願出たものになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番、前川です。今説明いただいたように、事務局の説明どおり、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんい

かがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については承認することに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、(所有権移転)事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。

番号1、地区 白塚、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白塚町南永定 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 90㎡。

これにつきましては、自己が営む水産加工業の搬入搬出に伴うトラック等の駐車場及びコンテナ等の資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田上津部田へノ坪 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 191㎡ 外1筆、合計面積 222㎡。

これにつきましては、受人は、隣接地で自己の家族が経営する店舗の駐車場が手狭となってきたため、申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町太田宮城 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 201㎡。

これにつきましては、受人は、庭として贈与を受けるべく土地を整理していたところ、当該地が正規の手続きがされていないことが発覚したため、許可を得ようとするものですが、既に亡き父の代から庭として使用してしまっている旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 被相続人(亡) \_\_\_\_\_ (相続財産管理人) 弁護士 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多山出 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 214㎡ 外1筆、合計面積 227㎡。

これにつきましては、受人は、亡き \_\_\_\_\_ の相続財産を整理・管理する弁護士から要望をうけて申請地を譲り受け、一般個人住宅及び庭用地として使用しようとするものですが、既にこの目的で供されている旨の経過書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 被相続人(亡) \_\_\_\_\_ (相

続財産管理人) 弁護士 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多山出\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 26㎡。

これにつきましては、受人は、亡き\_\_\_\_\_の相続財産を整理・管理する弁護士から要望をうけて申請地を譲り受け、山林用地として今後管理していこうとするものですが、既にこの目的で供されている旨の経過書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件で、合計面積は766㎡、このうち田が222㎡、畑が544㎡でございます。

これらの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

田村委員 4番、田村です。先ほどの議案第2号と同じで特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 番号2番。

田村委員 4番、田村です。12月7日現地確認を行いまして、この日は私ちょっと都合悪くて後日確認しました。地元推進委員も特に意見なく、事務局の説明どおりで問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 番号3番。

浅生委員 12番 浅生です。地元推進委員も問題なしということで、よろしく申し上げます。

議長 番号4番。

浅生委員 12番 浅生です。4番、5番につきまして、地元推進委員も問題なしということです。よろしく申し上げます。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局

24ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 棕本、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本墓沢\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,821㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、440㎡、申請地が三角形と不整形であることから、設置率は転用面積の24.2%、設置できない面積を控除した有効面積の36.7%となりますが、申請地全体をフェンスで囲い、太陽光発電施設用地として管理していく計画であることと、隣接する土地はすべて太陽光発電施設用地で転用許可済みであることから、周辺農地への影響はないものと判断されます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、借人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 安濃町曾根西川原\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 572㎡ 外1筆、合計面積 1,103㎡。

これにつきましては、隣接する店舗用地内にある来客用駐車場が不足しているため、申請地に36台分の従業員用駐車場用地として転用することで、既存駐車場を来客用として確保しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は2,924㎡、このうち田が1,103㎡、畑が1,821㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

川口委員

10番、川口です。7日の日に会長ならびに部会長、地元推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおり別に問題ないということでございますので、よろしく申し上げます。

議長

番号2番。

浅生委員

12番 浅生です。会長、部会長ならびに地元推進委員と現地確認をいたしました。別に問題なしということです。よろしく申し上げます。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 神戸、借人 \_\_\_\_\_ 外1名、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 半田五反田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 179㎡ 外1筆、合計面積 493㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 櫛形、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 小舟北之垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 254㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。農地区分は第3種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は田で747㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番、前川です。12月7日の日に地元推進委員と現地確認をしまして、特に問題ないということでした。事務局の説明どおり、別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 番号2番。

前川委員 5番 前川です。12月7日の日に地元推進委員と現地確認をしました。事務局の説明どおり、特に問題ないということですのでよろしくをお願いします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可することに決定いたします。

次に議案第7号 事業計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 26ページから30ページをお願いいたします。  
議案第7号 事業計画変更承認申請について、でございます。

番号1、地区 上野、申請者 \_\_\_\_\_ 株式会社 取締役社長 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町杜の街三丁目 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 338㎡ 外78筆、合計面積 82,909.24㎡です。

これにつきましては、平成10年に住宅及び業務施設用地の大規模分譲を目的に大臣許可を得た案件ですが、中勢バイパス（国土交通省）による道路買収と土地利用計画が変更になったため、各工区の区画数及び面積の変更。

次に、許可を得た頃から社会経済情勢が変化し、計画していた各業務施設の誘致が困難となったことから、太陽光発電施設用地に用途変更しようとするものです。

なお、農地法関係事務処理要領、各号に照らし合わせたところ、承認要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、件数は1件、合計面積は82,909.24㎡、このうち田が66,185.24㎡、畑が16,724㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。これは私とこの物件ですが、7日の日に会長、私、事務局、地元推進委員も同席して、別に問題なしということで、事務局の説明のとおりでございます。

議長 それでは皆さんこの件いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、承認をすることに決定いたします。

次に議案第8号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 31ページをお願いいたします。  
議案第8号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 片田、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 片田志袋町細石前 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 185㎡ 外2筆、合計

面積473㎡。

これにつきましては、平成4年10月28日に撮影された、国土地理院の航空写真により、申請地はこの時すでに居宅及び倉庫用地として使用されていることが確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件 合計面積は田で473㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番 前川です。12月7日の日に地元推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおり、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、証明をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で21,786.45㎡、畑の使用貸借で2,626㎡、契約件数は75件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で25,703㎡、契約件数は11件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で42,481㎡、契約件数は10件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で60,625㎡、畑の賃貸借、で819㎡、契約件数は16件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借で1,689㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で712㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて342,996.45㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて3,445㎡、合計契約件数は114件、合計面積は346,441.45㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区36件、河芸地区9件、安濃地区9件、芸濃地区15件で合計69件、合計面積は265,063.45㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で60.5%、面積で76.5%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号3、ほか2件についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この3件について、いかがでしょうか

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号19、ほか8件についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この9件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号83、ほか1件についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この2件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号74、ほか2件についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この3件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号10、ほか44件の\_\_\_\_\_に関する分についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この45件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは議案第9号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
以上で、第12回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

上記は、第12回第1農地部会の議事を録したものである。

平成30年12月17日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_